

別表（運営規程第8条関係）

1. 併設型・空床型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ） 2. 施設サービス費（加算分）・・・利用者負担分

（1割負担の場合）

介護度	基本介護報酬	
	1日当たり	30日当たり
要介護1	704 円	21,120 円
要介護2	772 円	23,160 円
要介護3	847 円	25,410 円
要介護4	918 円	27,540 円
要介護5	987 円	29,610 円

（1割負担の場合）

(1) 送迎加算 184円/日（片道につき） 利用者の自宅と施設を送迎した場合
(2) 介護職員処遇改善加算 概ね1ヵ月当たり利用期間日数分の基本介護報酬に8.3%を乗じた金額
(3) サービス提供体制強化加算 1日当たり 6 円
(4) 看護体制加算（Ⅱ） 1日当たり 8 円
(5) 看護体制加算（Ⅰ） 1日当たり 4 円
(6) 介護職員等特定処遇改善加算 概ね1ヵ月当たり基本介護報酬に2.7%を乗じた金額
(7) 介護職員等ベースアップ等支援加算 概ね1ヵ月当たり基本介護報酬に1.6%を乗じた金額
(8) 口腔連携強化加算 50円/月

※介護サービス費の自己負担が1割から2割又は、3割になる場合もある（一定以上の所得のある高齢者）

3. 居住費・食費等

利用者負担段階	居住費	食費	合計
第1段階	820 円	300 円	1,120 円
第2段階	820 円	390 円	1,210 円
第3段階①	1,310 円	1,000 円	2,310 円
第3段階②	1,310 円	1,300 円	2,610 円
第4段階	2,000 円	1,700 円	3,700 円

① 「利用者負担段階」は、下表の説明を参考に願います。

「利用者負担段階」とは、その段階に応じ、所得の少ない方に居住費・食費を軽減するための基準を示したものです。

利用者負担段階	対象者
(第1段階)	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 生活保護等を受給されている方
(第2段階)	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方
(第3段階①)	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方
(第3段階②)	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方
(第4段階)	上記以外の方